

判決年月日	平成20年8月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成19年（行ケ）10412号		
○「作業用アームレスト」の発明に係る特許につき，引用発明との相違点に関し，容易想到であるとの審決の判断に誤りがあるとして，審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は，「作業用アームレスト」の発明（本願発明）に係る特許出願についての拒絶査定を維持すべきものとした審決（不服2004－12734号）に対する取消訴訟である。

審決は，本願発明と引用文献（甲1）に記載された発明（引用発明）との相違点を認定した上，相違点1（支柱について，本願発明においては，「弾性的支柱」であるのに対し，引用発明においては，「支竿（2）」が「弾性的なものであるか否か明確ではない点）に係る構成とすることについて，引用発明及び周知技術（甲2，3）に基づいて当業者が容易に想到することができた等と判断した。

本判決は，取消事由1として主張されている相違点1の判断に関し，以下のとおり判示して，取消事由1に関する原告の主張は理由があるとして，審決を取り消した。

まず，「弾性的支柱」の意義及び作用に関して，本判決は，「引用発明は，ボールジョイントにより「支竿（2）」を揺動させることで，「支竿（2）」の上端に設けた「腕受け（1）」を略水平方向に移動可能とするものであるのに対し，本願発明は，弾性的支柱の弾性変形により，弾性的支柱の上端に設けたアームレストを略水平方向に移動可能とするものであり，両者は課題に対する解決方法を異にするものであるから，引用発明は，本願発明に係る技術を示唆するものではない。」と判示した。

また，引用発明と周知技術との組合せについても，本判決は以下のとおり容易とはいえないと判示した。

「引用発明には，『ボールジョイント（5）』により，『腕受け（1）』を略水平方向に移動可能とするという技術的思想が記載されており，『支竿（2）』の弾性により『腕受け（1）』を略水平方向に移動可能とする技術的思想は開示も示唆もされていない。そうすると，本願発明と引用発明とは，腕受け（アームレスト）を水平方向に移動可能とする点において，技術的思想が異なるから，仮に身体保持具としての弾性力のある支柱が甲2及び甲3により周知の技術であるとしても，引用発明において，『支竿（2）』の上端に支承された『腕受け（1）』を略水平方向に移動可能とする手段として，『ボールジョイント（5）』に代えて，上記周知技術を適用することが容易であったということはできない。」